

情報教育コーディネーター通信

柏崎市教育情報支援システム <http://kedu.netone.ne.jp/kenet/>

第4号 2003/08/21 発行
 情報教育コーディネーター 田村 実
 柏崎市立教育センター
 TEL 23-4591 FAX 23-4610
tamura@city.kashiwazaki.niigata.jp

今号のコンテンツ

特集	教師のための著作権入門
セキュリティ通信	ワーム MSBLAST に注意を！
教育情報支援システム通信	新規教材等の紹介

各学校への回覧配布とさせていただきます。じっくりご覧になりたい方は、支援システムからアクセスしてご覧になるか、プリントして保存してください。

<http://kedu.netone.ne.jp/kenet/hp/tips/index.htm>

特集 < 教師のための著作権入門 >

1. 著作権とは？

著作権とは作品(著作物)を作った人が持っている権利であり、自分の作品を勝手に使われないよう保護するための権利です。日本では著作物を創作した時点で自動的にその権利が発生する無方式主義をとっており、著作権の保護期間は著作者の生存期間およびその死後50年間の原則です。また、著作物の創作者でなくても、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者などに認められている権利に著作隣接権というものがあります。著作隣接権も著作権と同様の権利があると考えてよいでしょう。

2. 著作物とは？

著作権法では著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しています。著作物であるためにはレベルを問わず「創作的」に表現したものでなければなりません。事件や天気のような事実を収集したものは創作的ではないので、著作物ではありません。教育機関では、児童生徒が書いた作文や絵画も法的保護を受ける著作物となることを意識しなければなりません。

< 著作物の例 >

言語の著作物(小説、論文、脚本、詩歌、講演など)、音楽の著作物、舞踊又は無言劇の著作物、美術の著作物、建築の著作物(芸術的価値のあるもの)、地図又は図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物、二次的著作物(原著物を翻訳、編曲、変形、翻案し作成したもの)、編集著作物(百科事典、辞書、新聞などの編集物)、データベースの著作物

3. 著作者の権利とは？

著作者の有する権利は、「著作者人格権」と「著作権」の2つがあります(併せて広義の「著作権」と呼ぶこともあります)。著作者人格権としては公表権、氏名表示権、同一性保持権が、(狭義の)著作権としては複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻案権等、二次的著作物の利用権があります。

4. 著作物を自由に使えるのはどんな場合？

- (1) 私的使用のための複製・・・自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。
- (2) 図書館などでの複製・・・法律で定められた図書館に限り、利用者に対して複製物の提供などを行うことができる。
- (3) 引用・・・自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。
- (4) 学校における複製・・・教育を担当する者は授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。
- (5) 点字による複製など・・・点字によって複製することができる。
- (6) 非営利目的の利用・・・営利を目的とせず、観客から料金を取らない場合は、著作物の上演・演奏などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。

5. 著作権 Q & A

ここでとりあげる内容は、法律やその解釈の変化を受けて変わることがありますので、詳しくは各自で今号の最後に紹介する「おすすめホームページ」を参照するなどして確認してください。他のケースに関する詳しい解説なども載っており大変参考になります。

Q1 教育目的の著作物のコピーは合法のはずでは？

著作権法では教育が社会全体の発展に必要であるという観点から、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製できる」(著作権法 35 条)と規定しており、学校内でのコピーを必要限度内で認めています。しかし、教育に関係した人のコピーがすべて無条件に許されているわけではありません。著作権法は次の6つの条件を定めています。

- 営利を目的としない教育機関であること
- 教育を担任しているものがコピーすること
- 公表された著作物であること
- 授業の過程での使用を目的とすること
- 必要と認められる限度のコピーであること
- 著作権者の利益を不当に侵害しないコピーであること

以上の6つの条件すべてを充たしていなければ、著作権者の許諾なしにコピーすることはできません。なお、ソフトウェアや市販のテスト・ワークブック・ドリルのような著作物については、著作権者の利益を不当に侵害することになりますので、教育目的といえども複製することはできません。



Q2 児童・生徒による複製の許される範囲は？

総合的な学習の時間の導入に伴って、児童生徒の調べ学習や発表活動が盛んに行われていますが、児童生徒が担任の指導のもとに限られた範囲の著作物をそれぞれ複製するならともかく、各人が思い思いに複製するような活動では著作権法 35 条で認められている先生の複製行為の範囲に収まらないと判断されています。ただし、児童生徒の複製行為が自分の著作物を作成するための引用(32条で規定)にあたる程度なら問題はありません。

現在このように学習者に対しても複製を認めるべく検討がされているようですので、今後の情報に注目してください。

Q3 文化祭や運動会などで、市販のCD音楽やビデオを流すには権利処理が必要か？

文化祭や運動会が非営利・無料であれば、権利処理の必要はありません。「営利を目的としない上演等」(同 38 条 1 項)で許されます。



Q4 テレビ番組を録画したビデオを友人から借りるのは適法か？

家庭内の録画は、「私的使用のための複製」(著作権 30 条)として認められています。それを個人的に借りても、複製をしない限り問題はないでしょう。また、借りた VTR を授業に使用することも問題ないようですが、これらを(友人からではなく自分で録画したものを含め)ビデオライブラリとして保存しておくことは「必要な限度」を超えた行為となり許されません。

Q5 小・中学校の図書館でのコピーは違法なの？

所蔵資料が複製できる図書館は、「政令で定めるもの」(著作権法 31 条 1 項)に限られます。現状では学校図書館におけるコピーは著作権法違反となります。図書館が主体となつての複製はできませんが、学校教育では「担任する者がその授業の過程で使用する場合は、必要の限度で複製できる」(同 35 条)としていますので、複製においても学校図書館が活用される機会がないわけではありません。

Q6 他のホームページへのリンクを張る場合、先方の承諾は必要か？

リンク集や他のホームページへのリンクは、タイトル名に簡単な説明をつけたものが多いようです。タイトルは著作物ではありませんので、先方の了解を得ずにリンクを張っても著作権法上の問題はなりません。しかし、意に反するホー

ホームページにリンクを張られるのをいやがる管理者もいますので、リンクする際は先方に一声かけるのが礼儀でしょう。

Q7 アカデミーパックで購入したソフトを一般向け講習に使用することはできるか？

パソコンソフトは、ほとんどに使用許諾契約書がついています。契約書の内容は、メーカーやソフトの販売形態などによって異なりますので、その内容によって許されるケースと許されないケースがあります。事前に契約書の内容を確認するようにしてください。開発・発行元による違いのほか、同一メーカーであっても、適用する業務によって違います。

Q8 キャラクターのイラストをホームページにアップしても良いか？

ドラえもんやミッキーマウスなどのキャラクターの絵は著作物です。たとえ、自分で描いたものであってもあきらかにそれが既存のキャラクターであると認識できる場合、それらをホームページに公開すれば複製権の侵害となります。また、キャラクター等を撮影した写真でも同様です。



Q9 写真を元にしたイラストをホームページで公表してもよいか？

新聞、雑誌、カタログ等に公表された写真は「写真の著作物」であり、勝手にその写真を元にそのままイラストにし、公表した場合は、原作者の翻案権と公衆送信権を侵害することになります。ただし、私的使用のための複製の範囲でイラストを作成するのは合法です。

< セキュリティ通信 >

ワーム MSBLAST に注意を！

Windows 2000,XP,NT をターゲットにした、MSBLAST(または BLASTER など)と呼ばれるワームが流行しています。このワームはネットワークに接続しているだけで、こちらからアクションを起こさなくても感染します。今までの多くのウイルスのように感染したファイルを開かなければ安全ということは言えません。適切な対策が取られていない(セキュリティホールを塞いでいない)PC の場合「いつの間にか感染している」可能性が高いと言えます。特にインターネットへの接続にルータを経由しない環境ではかなり感染率が高いと思われますし、仮にインターネットに接続しなくても、職場などのネットワークに接続するとそのネットワーク内に1台でも感染している PC があればすぐに感染します。

PC がこのウイルスに感染してしまった場合には、画面にエラーメッセージが表示され、Windows が再起動されるような現象が見られます。万一 8月11日までに WindowsUpdate の「重要な更新とサービスパック」の適用が完了していない PC をお持ちでしたらすぐに対応が必要です。WindowsUpdate やウイルス対策ソフトの定義ファイルを Update しようとしてそのままインターネットに接続したり、職場のネットワークに接続したりすると、その時点で感染する可能性が高いですので、不用意にネットワークに接続しないでご相談ください。

このウイルスに関する詳しい情報は(感染の疑われない PC で)シマンテック、トレンドマイクロなどのホームページで確認してください。

シマンテックのホームページ www.symantec.co.jp

トレンドマイクロのホームページ www.trendmicro.com

WindowsUpdate でセキュリティホールを埋めましょう！

お盆休み前後に各メディアでも取り上げられた MSBLAST(BLASTER)も Windows のセキュリティホールを狙ったものです。このワームは自分の PC には特に被害をもたらしません、ネットワークを経由して他の PC を攻撃するというタイプのものです。つまり、被害者になるというよりは自分が知らないうちに加害者になってしまうという危険をはらんでいるということです。柏崎市ではこの騒ぎの前に個人用を含む全ての PC でセキュリティホールを埋めるように周知していたため大きな混乱を引き起こすことはありませんでしたが、個人用の PC まで確実な対策をとらせることは容易なことではありませんので、一部感染に気が付いていないユーザーもいるのではないかと危惧しています。仕事に個人用 PC を利用している教職員の皆さんには、日ごろからセキュリティホールを埋める努力をしていただくことをあらためて

お願いいたします。教育情報支援システム上からもセキュリティ情報をお知らせしておりますので、定期的にご覧いただき、迅速な対応をお願いします。なお、緊急または確実な対応が必要な場合は回覧やFAXでもお知らせしております。

<教育情報支援システム通信>

こんな情報が登録されています

・パソコンワンポイントテキスト

パソコンワンポイントテキストとして以下の内容を掲載しています。今後も定期的に追加していく予定ですが、「こんな内容を取り上げて欲しい」などのご要望がありましたら、ご連絡ください。

H15.7.21	WindowsXP のデスクトップにマイコンピュータなどのアイコンを表示する方法
H15.7.28	Excel で大きな表を 1 ページに縮小印刷する手順
H15.8.3	OutlookExpress で HTML メールを受信しない、送信しないための設定
H15.8.11	自分のパソコンに割り当てられている IP アドレスを確認する

URL はこちら <http://kedu.netone.ne.jp/kenet/hp/tips/index.htm>

・教材データベース

「プレゼンテーションのこつ.ppt」 児童生徒にプレゼンテーションについて指導する際に使用するパワーポイントプレゼンテーション。

・共用キャビネット

H15 各校の年間行事予定一覧表

「平成15年度各種業務年間予定一覧表.xls」が登録されています。

学校保健関係書類

「結核健診報告様式.xls」が登録されています。

教員会/情報教育研究会

コンピュータ活用実践記録が多数登録されています。

講習会データ

「ホームページビルダー Ver. 7 入門」のテキストを作成しています。まだ見直し等完了していませんので一時的に共用キャビネットに置いています。

・おすすめホームページ

「著作権・プライバシー相談室」 <http://www.askaccs.ne.jp/>

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)が提供する著作権・プライバシーに関する相談室。著作権に関する疑問に答えるQ & Aコーナーは丁寧な回答が大変勉強になります。

「教師のための著作権 Q&A」 <http://www.japet.or.jp/ideaqa/index.html>

このページは日本教育工学振興会が文部省情報教育研究会の監修を受けて発行する「コンピュータ活用のための 実践事例アイデア集」に付属の、文化庁文化部著作権課のご協力を得て作成している「著作権Q & A」を、インターネットユーザーの教師のために再編集をしたものです。

「セキュリティ対策について」 http://www.microsoft.com/japan/security/security_update.asp

マイクロソフトによる「緊急レベルのセキュリティ修正プログラム」についての解説のページです。緊急レベルのセキュリティ修正プログラムの意味などを解説しています。